

第7章 第5章及び第6章意見についての
事業者の見解

第7章 第5章及び第6章意見についての事業者の見解

7.1 環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第5章に示した調査計画書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見と事業者の見解は、表7.1-1に示すとおりである。

表 7.1-1 環境保全の見地からの意見を有する者の意見に対する事業者の見解

| 環境保全の見地からの意見を有する者の意見 | 事業者の見解 |
|--------------------------------|---|
| 大変良い計画ですので、環境に十分配慮しながら進めてください。 | 事業の実施にあたっては、環境影響評価準備書に記載した環境保全のための措置を講じることで、環境影響の低減に努めます。 |

7.2 知事の意見と事業者の見解

第6章に示した調査計画書についての埼玉県知事からの意見と事業者の見解は、表7.2-1(1)、(2)に示すとおりである。

表 7.2-1(1) 知事意見に対する事業者の見解

| 知事意見 | | 事業者の見解 |
|------------|---|--|
| 1.事業計画について | 事業計画については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。 | 本事業は、計画区域周辺に緩衝緑地及び調整池を設置し企業用地からの影響を緩和する計画となっています。 工事にあたっては、環境負荷低減の観点から、環境配慮型機械の選定、建設機械の集中稼働を行わないよう工事工程の平準化に努めます。 土地利用計画、工事計画、環境保全のための措置の内容については、第2章、第11章に示したとおりです。 |
| | 計画地内に教育施設等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が存在することから、事業内容について配慮すること。 | 本事業では、「日高市旭ヶ丘松の台地区地区計画」を定める計画としており、建築物等の用途制限を定め、周辺環境を著しく悪化させる企業は誘致しない計画です(p.2-7~9、資1-5~7参照)。 また、進出企業に対しては、周辺環境に十分配慮するよう指導していきます。 |
| | 公園及び緩衝緑地帯整備の際は、在来種を導入するなど地域生態系の生物相に配慮すること。 | 公園及び緩衝緑地帯整備の際は、在来植物を導入するなど地域生態系の生物相に配慮していきます。 |

表 7.2-1(2) 知事意見に対する事業者の見解

| 知事意見 | 事業者の見解 |
|-------------------------------------|--|
| <p>2.調査、予測及び評価について (1)全体的事項</p> | <p>企業誘致は今後行うことから、現時点において具体的な事業内容や建築計画等は決まっております。</p> <p>なお、本事業では、「日高市旭ヶ丘松の台地区地区計画」を定め、建築物等の用途制限を定める予定であり、周辺環境を著しく悪化させる企業は誘致しない予定です (p.2-7~9、資 1-5~7 参照)。</p> <p>また、予測条件の設定にあたっては、環境影響評価の項目ごとに最大の負荷が見込まれる業種を選定し、予測、評価を実施いたしました。</p> <p>各環境影響評価項目の予測及び評価の結果は、第 10 章に示すとおりです。</p> |
| <p>(2)景観</p> | <p>計画地内に教育施設等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が存在することから、調査地点等の設定において配慮すること。</p> <p>各教育施設に沿う道路について圍繞景観の眺望地点を設定すること。</p> <p>圍繞景観の眺望地点として、日高高等学校北側道路沿道及び、高萩北小学校北正門前の 2 地点を追加し予測、評価を実施いたしました。</p> <p>環境影響評価の予測及び評価の結果は、第 10 章 10.11 景観に示すとおりです。</p> |